

平成30年涌谷町議会定例会9月会議（第2日）

平成30年9月7日（金曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 同意第 4号 教育委員会委員の任命について

1. 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

1. 報告第11号 専決処分の報告について

1. 報告第12号 放棄した債権の報告について

1. 報告第13号 平成29年度涌谷町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

1. 議案第54号 涌谷町名誉町民の推挙について

1. 議案第55号 涌谷町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する条例

1. 議案第56号 涌谷町震災復興基金条例の一部を改正する条例

1. 議案第57号 平成29年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

1. 認定第 1号 平成29年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定について

1. 延会について

1. 延 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
8番	久勉君	9番	杉浦謙一君
10番	門田善則君	11番	大泉治君
12番	鈴木英雅君	13番	遠藤积雄君

欠席議員（1名）

7番	後藤洋一君
----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課参事兼課長	渡辺信明君	企画財政課参事兼課長	佐々木健一君
企画財政課参事	今野博行君	まちづくり推進課長	小野伸二君
まちづくり推進課 企業立地推進室長	大崎俊一君	税務課長	熊谷健一君
町民生活課長	高橋由香子君	町民医療福祉センター長	大友和夫君
町民医療福祉センター 総務管理課参事兼課長	浅野孝典君	町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君
町民医療福祉センター 子育て支援室長	木村智香子君	町民医療福祉センター 健康課長	紺野哲君
農林振興課参事兼課長	遠藤栄夫君	建設課長	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	会計管理者心得 兼会計課長	木村敬君
農業委員会会長	畑岡茂君	農業委員会 事務局局長	瀬川晃君
教育委員会教育長	佐々木一彦君	教育総務課長 兼給食センター所長	熱海潤君
生涯学習課参事兼課長	達曾部義美君	代表監査委員	遠藤要之助君

事務局職員出席者

事務局長	高橋貢	総務班長	今野千鶴
主事	高橋和生	主事	日野裕哉

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） おはようございます。

定例会2日目でございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

ここで、開会前にお知らせしておきます。

7番後藤洋一議員から欠席の届け出が出ております。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。



◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） おはようございます。

きのうはご指導大変ありがとうございました。きょうもよろしくお願いいたします。

それでは、同意第4号 教育委員会委員の任命についてをご相談申し上げます。

提案の理由を申し上げます。

涌谷町教育委員会委員、藤村八重子氏は、平成30年9月30日をもって任期満了となりますことから、新たに男澤純子氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

なお、法第4条第4項において、現に子供を教育している保護者の意向が教育行政に適切に反映されるよう、教育委員への保護者の選任が義務づけられておりますことから、今回、保護者委員として男澤純子氏を教育委員会委員に任命いたそうとするものでございます。

よろしくお申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。10番。

○10番（門田善則君） おはようございます。

教育委員を新しく任命ということで、別に人物にどうのこうのということではございませんが、今後の考え方として町長にお聞きしておきます。今回の人事によりまして、元学校の先生という方が1人になって、あとは前のPTA経験者が1人、それと役場職員の……、そういう卒業された方たちになるということになります。

からするともっと早目にこのPTAの部分についても考えて、その辺がうまくいくような、できれば先生OBも半分ぐらいいるような形の中でうまく回せるような教育委員のあり方が理想ではなかったかと思うんですが、その辺が今回ちょっとずれているのではないかなという私の個人的な考えがありますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） ただいま門田議員さんからご意見を頂戴いたしました。たまたま私の任期の途中にこういう構成になっているものですから今回こうなったんですが、来年の10月いっぱいだったと思いますが、お二方が任期を迎えますので、来年の9月にそういった方向で出せるものがあるかと思っておりますので、その節はまたご相談申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 今町長から聞いて、わかりましたけれども、結局私の記憶が間違いでなければ、涌谷からPTAの選任でということ、長期にわたって教育委員をなされている方がいると思うんですけれども、そういった部分でまたPTAのほうから保護者の代表でということになると、2人ダブる時期がこの時期になってしまうわけですが、その辺も今後は配慮していただいて、選任していただければありがたいのかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） ご意見ありがとうございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第4号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、同意第4号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

ここで、議会の同意を得られました教育委員会委員からご挨拶をいただきます。男澤さん、ご登壇願います。

〔教育委員会委員 男澤純子君登壇〕

○教育委員会委員（男澤純子君） おはようございます。

ただいま皆様のご同意をいただいた男澤純子でございます。

力不足なのは重々わかっておりますが、そして今でも不安は多々ありますが、わからないことは聞きながら、そして父兄さんの橋渡しになればと考えておりますので、これからどうぞよろしく願いいたします。

○議長（遠藤釈雄君） 大変ありがとうございました。

休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤釈雄君） 再開いたします。

◇

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第2、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案の理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員、相馬秀夫氏は、平成30年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き相馬秀夫氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤釈雄君） 起立全員であります。よって、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

◇

◎報告第11号の上程、説明

○議長（遠藤釈雄君） 日程第3、報告第11号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第11号について申し上げます。

本件は、平成30年3月15日、花勝山共葬墓地内において発生した事故につきまして、和解が成立し、損害賠償の額が決定いたしましたので、その報告をいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） おはようございます。

それでは、報告第11号 専決処分の報告についてを説明させていただきます。

定例会議案書3ページをお開き願いたいと思います。

報告第11号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月6日提出。涌谷町長。

次のページをお開き願います。

専決処分書でございます。

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年8月13日。涌谷町長。

区分といたしましては、物損事故でございます。

相手方は、宮城県遠田郡涌谷町涌谷字下町69番地、谷山信寿様でございます。

事故の概要につきましては、平成30年3月15日、町所有の花勝山共葬墓地内において、強風により杉の木が倒れ、相手方所有の墓地鳥居を破損させたものでございます。

損害賠償額、和解内容につきましては、32万5,000円、その余の請求を放棄ということでございます。

損害額32万5,000円につきましては、町が加入する総合賠償補償保険から8月21日に支払われたものでございます。

今回の事故につきましては、当日の強風により杉の木が倒れたということでございまして、保険の対象が自然災害によるものについては対象外になるものでございますが、杉の木の根元のほうが腐れていたということで、町の瑕疵があるということでの2分の1の損害賠償額というふうになったものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時11分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎報告第12号の上程、説明

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、報告第12号 放棄した債権の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第12号の提案の理由を申し上げます。

本件は、涌谷町債権管理条例（平成28年涌谷町条例第43号）第14条第1項の規定に基づき、町が放棄を決定した債権について、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、報告第12号 放棄した債権の報告について。

議案書5ページをお開き願います。

報告第12号 放棄した債権の報告について。

涌谷町債権管理条例第14条第1項の規定により、町の債権について、下記調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月6日提出。涌谷町長。

今回放棄した債権につきましては、複数の課にまたがりますので、私のほうから説明させていただくものでございます。

今回は、水道料金及び国保病院での診療費用等の債権にかかわるものでございまして、内訳につきましては5ページ以下の表にありますとおり、水道料金につきましては債権放棄の事由が条例第14条第5号の失踪・行方不明に該当するというので、延べ人数で12人、この表には載せておりませんでした、実人数で5人となっているものでございます。件数につきましては44件、金額の計が17万720円でございます。

次の6ページをお開き願います。

上段の表につきましては国保病院の診療費用、それから下段につきましては健康診断料でございます。

診療費用につきましては、1つが第14条第1号の生活困窮に該当するというので、延べ人数が2人、実人数でも2人でございます。件数は6件で、金額の計が83万4,490円でございます。

次に、第5号の該当といたしまして、失踪・行方不明によるものでございますが、延べ人数が8人、実人数で7人でございます。件数につきましては10件で、金額が19万5,370円。

診療費用の合計といたしましては、延べ人数10人、件数が16件で、金額が102万9,860円となるものでございます。

次の健康診断料につきましては、会社が行いました健康診断によるものでございますが、第2号の会社の破産に該当ということで、人数で1人、件数が3件で、金額が5万4,209円でございます。

いずれも債権放棄の時期につきましては平成30年3月31日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎報告第13号の上程、説明

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、報告第13号 平成29年度涌谷町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてを議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第13号について申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

平成29年度の一般会計等における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため対象となる数値がなく、実質公債費比率は12.6%で早期健全化基準の25%を大きく下回り、将来負担比率は66.3%で同じく早期健全化基準の350%を大きく下回っております。資金不足比率につきましては、決算統計上の全ての企業会計において資金不足が出ていないため、資金不足比率についても数値が出ていないという状況となっております。

以上、対前年比較では悪化した部分はあったものの、健全化基準内にありますことを申し上げ、報告といたします。

○議長（遠藤稔雄君） 次に、企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） それでは、議案書7ページをお開き願います。

報告第13号 平成29年度涌谷町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてご説明申し上げます。

1の健全化判断比率の実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、それぞれ赤字額がありませんので、数値はなしとなっております。

実質公債費比率ですが、これは地方債の元利償還金が町の基準財政規模に占める割合で、一般会計と特別会計、公営企業会計で支出する公債費への繰出金や、一部事務組合で支出する公債費への負担金なども含まれた数字で、3カ年の平均となっております。平成29年度は12.6%となり、平成28年度は11.4%でしたので、1.2ポイントの増加となっております。

将来負担比率につきましては、将来支払う可能性がある公営企業会計、一部事務組合を含めた負担等で、現時点での地方債の現在高を指標化したものでございます。平成29年度は66.3%となり、平成28年度は75.5%でしたので、9.2ポイントの減少となっております。

2の資金不足比率につきましては、各会計で資金の不足がないため、数値はなしとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 次に、監査委員の審査意見の報告を求めます。遠藤代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） それでは、涌監第31号、平成29年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の提出について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度の健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出します。

記。

1 平成29年度財政健全化審査意見書。

2 平成29年度経営健全化審査意見書。

議案書9ページでございます。

平成29年度財政健全化審査意見書。

1 審査の対象。

平成29年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間。

平成30年7月4日から7月23日まで。

3 審査の概要。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果。

（1）総合意見。

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。表についてはご参照いただきます。

（2）個別意見。

①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率は、それぞれの早期健全化基準と比較するとこれを下回り、健全であると認められる。

（3）是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

次ページをお願いします。

平成29年度経営健全化審査意見書。

1 審査の対象。

平成29年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間。

平成30年7月4日から7月23日まで。

3 審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果。

(1) 総合意見。

審査に付された各企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。表についてはご参照いただきます。

(2) 個別意見。

資金不足比率については、法適用、法非適用のいずれの会計とも資金不足は発生していない。したがって、経営健全化基準の20%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎議案第54号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議案第54号 涌谷町名誉町民の推挙についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第54号の提案の理由を申し上げます。

今般、仙台市青葉区にお住まいの久道 茂氏を涌谷町名誉町民条例に基づき、名誉町民に推挙いたしたく、去る8月10日に名誉町民推戴委員会を開催し、諮問しましたところ、委員皆様のご賛同を賜りましたので、条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

久道 茂氏は、東北大学卒業後、さまざまな研究を行い、昭和56年、東北大学医学部教授に就任、その後、医学部長時代に厚生省（現厚生労働省）の研究生のトップとして、各種がんの検診に関する世界中の研究論文を詳細に検討し、平成10年にまとめたその報告書は、科学的根拠に基づいての検診の有効性を明らかにしました。その研究は、今日のがん検診の明確な指針となり、平成18年に制定された「がん対策基本法」及び平成19年に策定された「がん対策推進基本計画」でもそのことが強調されるなど、そのきっかけをつくられました。

また、国及び地方の公衆衛生行政における活動にご尽力され、特に公衆衛生審議会や厚生科学審議会の両会長時代は、「結核緊急事態宣言」「がん検診の老人保健法への制定化」「健康日本一」「特定健診の導入」などの注目すべき問題解決のための提言・答申に努め、生活習慣病全般に関する厚生労働省の各種委員会の委員として、国の重要な意思決定に参画されております。

宮城県におきましては、がん発生状況や医療実態を把握して、医療向上に役立てる宮城県の地域がん登録を利用した大規模疫学研究を進め、平成19年からは第5代宮城県対がん協会会長として、がん予防措置の調査研究、宮城県地域がん医療、医療従事者及び県民一般を対象としたがん予防と生活習慣に関する普及啓発活動、がん患者・家族の相談対応など、啓発から事後管理まで一貫した検診体系で行われる質の高い「宮城方式」を基本としたがん検診を実施するがん征圧推進団体の長として、長年にわたってがんの予防と検診の普及に大きく貢献されております。

さらに、涌谷町に対しましては、昭和63年に事業採択された自治省（現総務省）のリーディングプロジェクト事業「涌谷町健康と福祉の丘のあるまちづくり事業」におきまして、現在国が進めている地域包括ケアシステムの前身とも言える、町が目指す保健・医療・福祉を一体的に行う「町民医療福祉センターシステム構想」の実現に当たって、準備の段階からオープン後も東北大学教授としての高い見識からの指導・助言を行い、町の最重要課題であった病院問題の解決や、現在行われている疾病予防のためのさまざまな健康づくり事業等、町民の健康保持と保健福祉の向上に寄与した功績はまことに顕著であります。

以上、これまで貢献されました功績を鑑み、また長く顕彰するため、涌谷町名誉町民に推挙をお願いする次第でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより議案第54号 涌谷町名誉町民の推挙について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤釈雄君） 起立全員であります。よって、議案第54号 涌谷町名誉町民の推挙については原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、議案第55号 涌谷町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第55号の提案の理由を申し上げます。

本案は、農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

詳細につきましては担当室長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） おはようございます。

それでは、議案書12ページをお開きください。

議案第55号 涌谷町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する条例となります。

本条例につきましては、昨年、農村地域工業等導入法につきまして、対象業種がこれまで工業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業の5業種に限定されていたものが、産業全般となり、法律上の限定が廃止されたことなどから、法律の題名が「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」へと改正となり、これに伴う条例の一部改正をお願いするものです。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表1ページをお開きください。

先ほど説明いたしましたとおり、表題、第1条におきましては、法律の題名の変更による改正となります。

第2条におきましては、法律の題名の変更及び条ずれによる改正並びに法律の題名の変更に伴い、審議会の名称をこれまでの「農村地域工業等導入促進審議会」から「涌谷町農村地域への産業の導入の促進等に関する審議会」に改正しようとするものです。

また、附則2におきまして、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例中、農村地域工業等導入促進審議会委員の報酬及び費用弁償を定めていることから、あわせて名称を「農村地域への産業の導入の促進等に関する審議会委員」に改正しようとするものです。

それでは、議案書12ページにお戻りください。

平成30年9月6日提出。涌谷町長。

以上となります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。6番。

○6番（只野 順君） 今回、条例改正ということで、農業関係の工業も含まれると思うんですが、どういった企業さんに対する条件整備というのをしていくのか。この条例によって何件ぐらい対象になる企業があるのか、そういうものをどう見ているか教えていただきたい。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 今までの農工につきましては、現状指定になっているのは東北アルプスさんの農工団地ということで、そちらが指定になっているだけとなっております。現状では涌谷町

においては今活動をしていない状況でございまして、農工法審議会につきましては平成14年度から休止している状態になっております。

この後の見込みといたしましても、今農工団地が残っていることから審議会自体は残していく方向でおりますが、他方、復興特区による計画とか、あと地域未来投資促進法による計画、そちらのほうが企業的には有利な条件となりますので、税制優遇とかそちらの面でかなり優遇されている計画となっておりますので、そちらのほうを優先して企業さんに案内していくという形になると思います。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（只野 順君） いろいろな新しい企業を誘致する、あるいは現行ある企業の方々に対するいろいろな補助、あるいは助成に関しての条例を定めながら進めていくと思うんですけども、何かいろいろあり過ぎて、これだと絞り切れないのかなという気がするんですが、条例改正ですから、こういった準備をしておけばいいという話での進め方で、それほど変わらないという判断でよろしいのでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 6番議員さんのおっしゃるとおり、選択肢として残しておくということで、うちのほうといたしましてはその企業さんに合った制度というものを紹介しながら、マッチングというか、紹介させていただきたいと思っております。（「了解」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号 涌谷町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第55号 涌谷町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第8、議案第56号 涌谷町震災復興基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第56号の提案の理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災復興交付金交付要綱が平成30年3月30日に改正され、復興基金事業終期が平成32年度以降も事業実施できるようになったことから、所要の改正を行おうとするものです。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） それでは、議案書13ページをお開き願います。

議案第56号 涌谷町震災復興基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表の2ページをごらん願います。

本案は、ただいま町長の提案理由にありましたように、宮城県の東日本大震災復興基金交付金交付要綱が一部改正され、平成32年度以降においても東日本大震災からの復興に資する事業を実施できるように、終期が廃止されましたことから、涌谷町震災復興基金条例においても同様に終期を廃止いたそうとするもので、附則第2項を削除するものでございます。

議案書をごらんいただきまして、附則でございませぬ。

この条例は、公布の日から施行するものでございませぬ。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号 涌谷町震災復興基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 涌谷町震災復興基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、議案第57号 平成29年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第57号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成29年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金3,499万7,343円のうち、3,400万円を建設改良積立金へ積み立てし、99万7,343円については繰越利益剰余金として次

年度へ繰り越すことについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、ご説明申し上げます。

議案書14ページをお開きください。

平成29年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成29年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金3,499万7,343円を別紙のとおり処分することについて、議会の議決を求めるものでございます。

15ページをごらんください。

平成29年度の涌谷町水道事業剰余金処分計算書でございます。

当年度末の未処分利益剰余金額は3,499万7,343円となっております。うち3,400万円の処分をお願いするものです。

処分の内訳は、建設改良積立金に3,400万円を充てるもので、将来の水道施設改築のため、積み立てを行い、経営の安定を図るものです。

なお、積み立て後の残高は建設改良積立金1億8,565万9,516円となります。

以上、説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号 平成29年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 平成29年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は11時といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

◇

◎認定第1号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤釈雄君） 日程第10、認定第1号 平成29年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、登壇願います。

〔町長 大橋信夫君登壇〕

○町長（大橋信夫君） 認定第1号 平成29年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定についての提案の理由を申し上げます。

本案は、平成29年度涌谷町各会計の歳入歳出について決算が終了いたしましたので、決算書及び附属書類を添えてその認定を求めるものでございます。

それでは、まず一般会計について申し上げます。

歳入決算額は79億4,066万円、歳出決算額は78億298万7,000円となり、歳入歳出差し引き額から繰り越し財源額を差し引いた実質収支額は1億3,084万9,000円となったところでございます。

歳入でございます。

法人町民税においては、業績の伸び悩み等から減となりましたが、個人町民税において経済政策の恩恵により個人の所得が伸びたこと、固定資産税においては家屋の新築や設備投資が増加したこと、軽自動車税においては新規登録台数が増加したことなどから、町税全体では前年比0.5%、803万4,000円の微増となりました。

各種交付金におきましては、ゴルフ場利用税交付金を除いては消費の拡大などにより増額となりました。

地方交付税におきましては、歳入地方債の償還が完了したことなどにより減額となりました。

また、国庫支出金につきましては、障害者自立支援給付費等負担金など、經常収入及び臨時収入のうち、社会資本整備総合交付金で増額となったものの、東日本大震災復興交付金や臨時福祉給付金関係拠出金などの臨時収入で減額となったことなどから、8.1%の減となったものでございます。

県支出金につきましては、みやぎ環境税交付金やへき地児童生徒援助費等補助金で減額となったものの、児童福祉費関係の拠出金で増額が大きく、1.6%の増額となったところでございます。

財産収入におきましては、黄金山町有地を誘致企業1社へ売却したことにより、58.0%の大幅な伸びとなったところでございます。

寄附金におきましては、災害公営住宅広場への遊具設置に対する寄附を頂戴したことにより、73.0%の増額となったところでございます。

繰入金におきましては、土地開発基金の運用額引き下げによる繰り入れ及びふるさと涌谷創生基金事業の増加に伴う繰り入れが増額となったものの、財政調整基金の繰り入れで減額となったことなどにより、35.2%の大幅な減となったところでございます。

諸収入におきましては、認知症対策事業として後期高齢者医療広域連合から助成金を受けたことや、過年度事業等の精算に伴う収入があったことなどから、21.9%の増となったところでございます。

町債におきましては、図書室整備事業や道路新設改良事業に係る地方債並びに借換債で増額となったものの、

学校統合事業に係る地方債が減額となったことから、7.4%の減となったものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

平成29年度におきましても、歳出全般において、平成27年度に策定しました第5次涌谷町総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、事業を実施してまいりました。

総務費につきましては、新たな交流人口発掘のため、日本遺産認定を目指す取り組みを推進してまいりました。また、29年度は地域おこし協力隊を2名委嘱し、食及び観光にまつわる活性化を図ってまいりました。

平成24年度から実施しております生菓を生かしたまちづくりでは、町内産のハト麦を使用したハト麦茶ペットボトル飲料の製造、販売を引き続き行ったところでございます。

移住・定住策につきましては、結婚新生活支援事業等に新たなメニューを加え、充実を図りました。

町民バスにつきましては、これまで同様6路線を運行し、申請のあった町内小中学校の児童生徒に対しては無料パスポートを継続交付するなど、通学時の安全確保と交通弱者の交通手段として大きな役割を果たしてまいりました。

防犯対策といたしまして、29年度から防犯灯整備については町が主体となり整備していくこととし、計画的に整備してまいりました。

次に、民生費についてでございます。

29年度におきまして、地域福祉計画、高齢者福祉計画、障害者プラン及び障害福祉計画を策定いたしましたので、今後、各計画に基づき、事業展開を図ってまいります。

障害者福祉につきましては、各種障害者自立支援事業等を実施し、障害を持った方々が日常生活を営むことができるよう支援してまいりました。また、涌谷町障害福祉計画に基づき、障害者の地域生活支援の拠点として社会福祉法人共生の森が進めておりました障害者地域生活支援拠点施設「結の郷わくや」の整備にも支援を行いました。

次世代を担う児童福祉につきましては、少子化対策のための児童手当の支給とともに、子ども医療費の助成につきましては平成29年度から対象を年度末年齢が18歳までのお子さんに拡大し、安心して子育てできる環境を整えてまいりました。また、多様化する保育ニーズに対応するため、幼保一元化施設さくらんぼこども園や涌谷保育園によるサービス提供を初め、民間での延長保育、子育て支援拠点事業及び低年齢児の受け入れに対して補助金を交付、涌谷町子育て支援ガイドブック「みんなで育てよう わくやっ子」を発行するなど、子育て支援の充実に努めてまいりました。さらに、小里・篁岳地区の放課後学童保育につきましては、篁岳白山小学校の敷地内へ移設し、安全に利用できるよう配慮するとともに、子育ての相談などをお受けする涌谷町子ども家庭総合支援拠点を設置し、あらゆる視点から子育て世代を応援する体制の整備を着実に推進してまいりました。

衛生費でございます。

第2次わくや健康ステップ21計画に基づき、継続して実施している減塩活動を初め、歯の健康からの健康寿命の延伸を図るため、各地区での健康づくり活動を推進してまいりました。また、町内事業所に出向いての健康教室を積極的に展開し、働き盛り世代の健康づくりにも努めてまいりました。さらに、特定健診やがん検診につきましては、健康推進員の皆さんのご協力をいただきながら受診勧奨を強化したほか、健診で所見のあった方には保健指導や受診を促す等の活動を強化し、疾病予防対策を推進してまいりました。予防接種につきましては、法

に基づく定期予防接種のほか、新たに町独自でロタウイルスワクチンの接種費用助成事業を実施し、疾病予防に努めてまいりました。

環境衛生につきましては、ごみの3R化の促進として、小型家電リサイクル事業を推進するほか、町内協力店と協定を締結し、家電4品目の適正処理を推進しているところでございます。また、近年社会問題となっている空き家等対策といたしましては、空き家バンクを開設したところ、登録物件数もふえ、平成29年度は1件の成約があり、着実に前進しております。

農林水産業費でございます。

担い手育成総合支援センターを中心として、設備導入支援による園芸振興の推進・支援を継続し、経営所得安定対策推進事業やみやぎの水田農業改革支援事業など、農業の担い手に対する総合的な支援や安定した水田農業経営の確立に向けた支援に努めるとともに、涌谷町の農産物のブランド化や6次産業化を進めるため、新たに地域ブランド米創出事業として銘柄米の「金のいぶき」に対し、販売促進活動、品質保持の研修会開催など、高付加価値米を創出する事業に取り組んでまいったところでございます。また、農産物、農産加工品の生産者や消費者、地域おこし協力隊と協力しながら、涌谷町の農産物の販路拡大を図ってまいりました。農地整備につきましては、地域が共同で行う農村環境の向上活動等を支援する多面的機能支払交付金事業や県営圃場整備事業の推進を初め、出来川左岸上流地区基盤整備に向けて事業を展開してまいりました。

畜産振興については、優良雌牛保留奨励金など町単独奨励事業を継続実施するとともに、防疫事業に対する助成を行い、安心・安全な畜産物生産による経営の安定化を図ってまいりました。また、残念ながら、全国和牛能力共進会宮城県大会出品牛には選ばれませんでした。優良和牛生産地としての地位確立に努めてまいりました。

商工費でございます。

町内中小企業者の経営安定を図るための振興資金融資事業を継続して行ったほか、黄金山町有地整備事業の推進や奨励措置の拡大を行うとともに、企業誘致活動を積極的に推進してまいりました。

また、観光振興の面では、観光振興計画を策定したほか、県内外のイベントに参加し、涌谷町の情報発信に努めてきたところでございます。

土木費でございます。

町道整備につきましては、懸案事項でありました生栄巻大橋改修事業を実施したほか、限られた予算ではありましたが、幹線町道を中心に維持管理に努めてまいりました。都市公園や公営住宅については、適正な管理に努め、住環境の改善を図りました。

消防費でございます。

町民の安心・安全確保において重要な位置づけとなっております消防団員の装備の充実を初め、各種訓練等の実施や自主防災組織の育成を行うとともに、消防団員の確保など、防災対策の強化を図ってまいりました。

教育費でございます。

学校教育につきましては、涌谷町教育基本方針に基づき、幼児、児童、生徒が生きる力を育むことを目指し、平成29年度におきましても引き続き志教育に取り組んでまいりました。

主な事業といたしましては、保護者の負担軽減を図るため、就学応援交付金を交付いたしました。

また、心のプロジェクト事業として、小学校5年生を対象に心身の健全な成長に寄与することを目的に、さま

さまざまなスポーツで日本代表として活躍した選手が「夢先生」として小学校の教壇に立ち、夢を持つことのすばらしさ、それに向かって努力することの大切さ、失敗や挫折に負けない心の強さを子供たちに伝える事業を実施してまいりました。

さらに、中学3年生を対象にサリナス市を中心としたアメリカ西海岸へ派遣し、研修を実施することで、生徒の国際感覚の涵養を図りました。

幼児教育については、昨年度に引き続き箕岳白山小学校整備事業を実施し、児童が安全に活動できる環境づくりに努め、また学校給食センター運営に関しましては、安心で安全な給食の提供に努めることはもちろんのこと、地場産品の使用率アップにも努めてまいったところでございます。

生涯学習におきましては、開催する行事、事業については涌谷公民館を中心に実施してきたところでございますが、学校と地域の協働教育事業など積極的に地域へ出での活動も実施してまいりました。

また、図書室の再開に向けて、勤労青少年ホームを改修し、誰もが利用しやすい図書室づくりを進め、本年4月12日にオープンしたところでございます。

文化財の保護・活用については、日本遺産申請等、地域連携による取り組みを推進してまいりました。

生涯スポーツにおきましては、総合型地域スポーツクラブを設立し、生涯にわたってスポーツを楽しむことができる場を地域に創出する事業を推進してまいりました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は26億909万1,000円、歳出決算額は25億2,211万1,000円となり、歳入歳出差し引き8,698万円を翌年度に繰り越しいたしました。

歳入では、国民健康保険税におきまして、被保険者数の減少の影響もあり、対前年度比3.53%の減少となりましたが、収納率につきましては、現年課税分と滞納繰り越し分を合わせた全体で2.32ポイントの増加で83.16%と好ましい状況になりました。今後ともさらなる収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、歳出でございますが、歳出総額の約60%を占める保険給付費が対前年度比2.26%の増加となり、歳出全体では対前年度比1.3%増加したところでございます。

保険事業では、保険者に実施が義務づけられた特定健診の受診率は、さまざまな受診率向上対策の結果、暫定値で50%程度となる見込みでございます。また、特定保健指導の利用率は、暫定値で33.8%と前年同時期よりも5.5ポイント増加しております。今後は、今年度策定した第2次データヘルス計画に基づき、被保険者の健康増進と疾病の早期発見・早期治療による生活の質の向上に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は1億6,792万9,000円、歳出決算額は1億6,609万7,000円となり、歳入歳出差し引き183万2,000円を翌年度に繰り越しいたしました。

歳入につきましては、保険料と一般会計からの基盤安定繰入金と事務費等繰入金でございます。保険料は8.3%増加してございます。

歳出では、保険料と保険基盤安定負担金を宮城県後期高齢者医療広域連合に納付金として支出しているところでございます。

次に、介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は18億4,420万2,000円、歳出決算額は18億1,523万4,000円となり、歳入歳出差し引き2,896万8,000円を翌年度に繰り越しいたしました。

歳入につきましては、介護保険料が4.23%増加し、歳出では介護サービス利用者の増加に伴い、歳出総額の約9割を占める保険給付費が対前年度比4.32%増加しております。歳入総額では、対前年度比6.97%、歳出総額では9.32%増加となりました。

総務費につきましては、29年度、高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画を策定いたしましたので、今後、各計画に基づき、高齢者を支える事業を展開してまいります。

地域支援事業につきましては、介護予防事業として、かるが〜るプラザなど運動教室を開催するとともに、地域での運動広場に講師派遣を行い、自主開催の支援を行いました。

地域的支援事業といたしましては、高齢者や障害者の総合的な相談や訪問調査を実施するとともに、虐待や権利擁護に対応してまいりました。また、引き続き東北大学と共同で認知症リスク調査事業を実施し、軽度認知機能障害と判定された高齢者を訪問し、服薬管理や早期治療へ結びつけ、認知症や生活習慣病の重症化の防止に努めてまいりました。

次に、宅地造成事業特別会計について申し上げます。

平成29年度において、新下町浦分譲地が完売いたしました。

歳入決算額は669万4,000円、歳出決算額は669万4,000円で、全て一般会計へ繰り出し、本会計を閉鎖したところでございます。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

歳入決算額は4億7,446万9,000円、歳出決算額は4億6,012万9,000円となり、歳入歳出差し引き1,434万円を翌年度に繰り越しいたしました。

汚水事業につきましては、認可区域面積307ヘクタールのうち約276ヘクタールの整備が完了しております。

水洗化の状況は、1,910戸、前年度比32戸増の世帯及び事業所が接続された状況でございます。また、区域内の人口に対する水洗化率は66.8%、前年度比1.5%増となっております。今後も戸別訪問やイベントでのブース出展を初め、普及PRに努めてまいりたいと考えております。

雨水排水事業は、佐平治雨水排水ポンプ場の完成をもって、江合川左岸地区における工事が終了しましたので、効果的な施設の管理・運用が図れるような体制を整えてまいります。また、江合川右岸地区につきましては、引き続きアルプス電気涌谷工場前の排水路整備を行い、早期に効果があらわれるように努めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

歳出決算額は1億3,740万2,000円、歳入決算額は1億2,606万7,000円となり、歳入歳出差し引き1,133万5,000円を翌年度に繰り越しいたしました。

箕岳中央、上郡、花勝山、生栄巻地区の区域内において397戸、前年度比4戸増の世帯及び事業所が接続されている状況で、区域内の人口に対し水洗化率は56.5%、前年度比1.0%増となっております。

また、処理施設の長寿命化対策については、国庫補助事業を活用し、機能診断を終えましたので、事業計画策定を進めてまいります。

公共下水道事業及び農業集落排水事業ともに、平成30年4月から地方公営企業法の一部を適用する企業会計へ

移行いたしました。経営の透明化・健全化を図ってまいることがもちろんでございますが、人口減少による収入減と施設の老朽化対策について、国の施策もあわせ、広域化・共同化・官民連携を活用した事業運営の検討を進めているところでございます。今後とも町民の皆様にご理解を賜りながら普及促進に努め、町域及び個々の生活環境の改善のため事業を継続してまいります。

次に、水道事業会計について申し上げます。

給水状況としましては、0.7%減の132万立方メートルとなりました。

建設改良につきましては、老朽管更新工事として本町地内外の舗装復旧工事を実施するとともに、六軒町裏地内、渋江地内、北田地内、岸ヶ森西地内、杉の沢地内の水管橋及び配水管の布設がえ、舗装復旧工事を実施し、管路整備に努めました。また、福沢地内の電磁流量計更新工事、杉の沢、花勝山中継ポンプ場の送水ポンプ交換工事を行い、施設の維持管理に努めたところでございます。

収益的収支につきましては、総収益で前年度比1.0%減の4億1,968万円となり、総費用につきましては前年度比0.7%増の3億8,562万1,000円となり、3,405万9,000円の純利益を生じたところでございます。これによりまして、前年度繰越利益剰余金93万8,000円を合わせた未処分利益剰余金は3,499万7,000円となったため、3,400万円を建設改良積立金に積み立てするものとし、残額の99万7,000円は未処分利益剰余金として翌年度へ繰り越したそうとするものです。

公共下水道事業及び農業集落排水事業と同様、人口減少による収入減と施設の老朽化対策についての国の施策もあわせ、広域化・共同化・官民連携を活用した事業運営の検討を進めているところでございます。今後とも安全で安心な水の供給に努めるとともに、なお一層の健全経営に努めてまいります。

次に、国民健康保険病院事業会計について申し上げます。

患者数は、入院患者数延べ3万5,041人、1日平均96人、また、外来患者数は延べ5万2,837人、1日平均216.5人で、前年度と比較し、入院患者数が573人、1.6%の減となり、外来患者数は753人、1.4%の減となっております。

収益的収支につきましては、総収益20億4,881万3,000円、総費用21億7,007万6,000円となり、純損失1億2,126万3,000円となり、前年度繰越欠損金と合わせ当年度未処理欠損金として11億4,940万5,000円を翌年度に繰り越したところでございます。

病院事業につきましては、常勤医11名及び東北大学病院等の協力医療機関の支援により診療体制の確保に努めました。眼科常勤医による手術を開始し、22件の手術を行い、地域包括ケア病床を4床増床し13床として、急性期後の受け入れを初めとする地域包括ケアシステムを支える病棟の充実を図ったところでございます。また、健診センターによる町内全地区を対象とした特定健診、特定保健指導など、継続してサービスの向上に努めてまいりました。

医療収益については、診療単価のアップ等により前年並みを確保しましたが、経費を上回るまでの収益にはつながらず、赤字決算となったものでございます。

今後の病院事業につきましては、新しく迎えたセンター長との協力のもと、医師を初めとする医療スタッフの確保を図り、収支の黒字化が実現されるよう努力してまいります。

次に、老人保健施設事業会計について申し上げます。

入所者数は延べ2万8,705人、1日平均78.6人、通所者数は延べ1万1,086人、1日平均35.8人と、前年度と比較して入所で29人、0.1%の増、通所で170人、1.6%の増となりました。

収益的収支につきましては、総収益4億9,310万8,000円、総費用5億1,495万5,000円で、純損失2,184万7,000円となり、前年度繰越欠損金と合わせ、当年度未処理欠損金として1億5,990万6,000円を翌年度に繰り越したところでございます。

老人保健施設事業会計につきましては、冬季のインフルエンザ蔓延の影響により落ち込みましたが、在宅復帰率30%をおおむね確保することができました。事業収益は、前年対比1.2%増収となりましたが、人件費や燃料費等の費用の増額により赤字決算となったものでございます。

今後の老人保健施設事業につきましては、在宅での暮らしを長く安心して過ごせるよう、在宅復帰支援施設としての役割を果たし、利用者及びご家族の期待に応えるべく、施設運営に努めてまいります。

次に、訪問看護ステーション事業会計について申し上げます。

利用者数は、訪問看護で延べ3,349人、1日平均11.4人、訪問リハビリで延べ3,477人、1日平均14.3人となり、前年度と比較し、訪問看護で19人、0.6%の増、訪問リハビリで150人、4.1%の減となっております。

収益的収支につきましては、総収益5,797万3,000円、総費用5,911万3,000円で、純損失114万円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせ当年度未処分利益剰余金として3,870万5,000円を翌年度に繰り越したところでございます。

訪問看護ステーション事業につきましては、前年に引き続き土曜営業を実施しました。また、24時間緊急連絡体制も継続し、緊急連絡190回、臨時訪問152回対応し、近隣の在宅療養支援事業所との連携のもと、在宅みどりの支援を行いました。

29年10月からのスタッフの増員により、給与費等が増加し、赤字決算となりましたが、今後も各医療機関やセンター内の他部署との連携のもと、在宅介護・ケアの充実を図り、利用者とその家族に寄り添い、支援してまいります。

以上、各会計の決算の状況を申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） ご苦勞さまでした。

続いて、監査委員の監査報告を求めます。遠藤代表監査委員、お願ひ申し上げます。ご登壇願ひます。

〔代表監査委員 遠藤要之助君登壇〕

○代表監査委員（遠藤要之助君） それでは、議長の指名でございますので、監査報告を行います。

涌監第32号、平成29年度涌谷町一般会計及び各種特別会計6会計に係る決算審査報告を、涌谷町監査委員条例第2条第3項の規定により、次のとおり意見を付して報告いたします。

報告は、報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

1 ページ目でございます。

1 審査の対象。

- (1) 平成29年度一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算書並びに証拠書類。
- (2) 平成29年度歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書。
- (3) 平成29年度各種基金運用状況。

2 審査の期間。

平成30年7月4日から7月23日まで、実質審査期間10日間。

3 審査の手続。

平成30年6月4日、審査に付された平成29年度涌谷町一般会計及び各種特別会計の歳入歳出決算について、町の監査基準に基づき、現地踏査を含め下記の点を重点に審査を行った。

(1) 決算の計数が正確であるか。

(2) 予算の執行が適切に行われたか。

(3) 財政運営が適正かつ健全に行われているかなどに主眼を置くとともに、公有財産、基金、債権及び物品の管理等に留意しながら帳票、証拠書類を精査し、例月出納検査、定期監査等における留意事項について責任者及び関係職員から資料の提出と説明を求めて審査を実施した。

4 審査の結果。

(1) 審査に付された各会計決算の計数は、正確である。

(2) 予算執行の内容は、適正妥当と認めるものである。

(3) 財政運営は、おおむね適切に運営されていると認めるものである。

(4) 基金の管理、公有財産の管理については、おおむね良好と認めるものである。

5 決算の概要。

各会計の決算数値は次ページのとおりである。(数値については、各会計実質収支に関する調書からの転記である。)その他の本文中の数字は、単位未満四捨五入を基本としているが、各会計の差し引き額等に合わせるために調整している部分がある。

表については、後ほどご参照いただきたいと思います。

なお、本文中に表が20ほどございますけれども、表については全て朗読を省略いたします。

3ページ目でございます。

当年度の一般会計歳入歳出の状況を見ると、歳入79億4,660万円に対して歳出78億298万7,000円で、歳入歳出差し引き額は1億3,767万2,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源682万3,000円を差し引いた実質収支は1億3,084万9,000円となり、黒字決算となっております。

特別会計の決算総額は、歳入52億3,978万7,000円に対して歳出は50億9,633万2,000円で、歳入歳出差し引き額は1億4,345万5,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源30万円を差し引いた実質収支は1億4,315万5,000円となり、黒字決算となっております。

決算規模を前年度と比較すると、一般会計の歳入では31%減少、歳出では31%増加し、特別会計の歳入では2.5%増加、歳出でも3.4%増加となっております。

主要財政分析指標の推移は次表のとおりでございます。

主要財政指標の数値を見ると、実質収支比率が2.7%となり、望ましい範囲とされる3ないし5%を下回っているが、これは予算執行が適切に行われた結果であると考えます。

実質公債費比率については、12.6%と前年度と比較し1.2ポイント上昇しているが、早期健全化基準を下回っており、当町の財政状況は楽観はできないが比較的安定しているものと言えます。

しかし、経常収支比率においては、望ましいとされる75%以下を大きく上回り、平成25年度からは90%を超過し、当年度は歳入において税収では国の経済政策等を受けての微増、各種交付金において総額で増収となっており、歳出においては経費削減に努めたほか、黄金山工業団地売却により満期一括償還準備積立金が減額となったことなどから、94.2%となり、前年度の94.7%より改善はしたものの、平成27年度借り入れ分の満期一括償還地方債に係る減債基金の積み立て等もあることから、依然として高どまりしており、財政が硬直化している状況にあります。

財政運営において、中長期の財政計画に基づいて運営されるべきであり、常に財政分析指数のチェックをし、健全にして効率的な行財政の運営に努められるよう望みます。

各基金の管理については、適正であると認めます。

財政を考える上での町の基盤としての人口は、次表に掲げるように年々減少傾向にあります。

次に、一般会計を申し上げます。

(1) 一般会計。

本会計の収入割合及び支出割合は、付表2及び付表3に示すとおりで、歳入は調定額に対して98.7%、歳出では予算現額に対して97.8%であった。また、翌年度へ繰り越した額は8,241万6,000円である。

財政収支の状況は、次表のとおりであります。

ア 歳入の概要及び意見。

歳入総額は79億4,066万円で、前年度より2億5,205万6,000円の減額であった。主に、町税の増額があったものの、県からの交付金関係及び地方交付税、国県支出金、町債等の減額が影響したものである。

自主財源全体は5億8,536万3,000円で、総額に占める割合は32.6%となった。うち町税は前年度より803万4,000円、0.5%増の15億2,301万1,000円となり、歳入総額に占める割合は19.2%（昨年度18.5%）で、対前年度比0.7ポイント増となった。

町税の動向は、法人町民税では設備投資の増や業績の伸び悩みにより減となったが、個人町民税では国の財政政策の恩恵を受け、所得が伸び、増となった。固定資産税では、家屋の新增築や設備投資により増、軽自動車税では登録台数の伸びにより増となった。町たばこ税は、健康志向の高まりや加熱式たばこの普及により減となった。

前年度と比べた収納率は、町民税0.4ポイント増の96.6%、固定資産税1.6ポイント増の92.8%、軽自動車税は0.9ポイント増の93.1%であった。町民税の収入済額、収納率ともに微増ではあるが向上したことは喜ばしいことである。今後とも県地方税滞納整理機構との連携など徴収技術向上に向けた努力に期待いたします。

イ 歳出の概要及び意見。

歳出総額は78億298万7,000円であり、前年度より2億3,789万5,000円の増額であった。

予算執行及び事務執行については、部門ごとに要点を述べる。

(ア) 議会費。

本部門は、歳出総額1億22万4,000円で、対前年度4.6%増、執行率は99.1%であった。構成比は1.2%であります。

(イ) 総務費。

本部門は、歳出総額11億1,426万3,000円で、対前年度5%減、執行率は99.1%であった。構成比は14.3%であります。

①各種研修が適切に行われていると認められる。そのうちの民間研修だが、町内スーパーにおいて2日間行われ、うち1日は座学であったが、研修目的が接遇技術の向上であるならば、研修期間が短いと思われるので、研修受け入れ先との協議の上、適当な研修期間の確保に努力されることを望みます。

②ふるさと納税事業が、対前年度、件数にして148件、額にして約155万9,000円の減少は残念であるが、今後は返礼品に工夫を凝らし、寄附者の関心を集められる手法を工夫されることを望みます。

③公用車一括管理事業においては、WEB方式導入により、職員誰もが公用車の運行状況をリアルタイムで把握でき、行き先が同じ場合、乗り合わせ等で効率運行の確保につながり、車検管理等の適正管理ができたことは評価に値する。また、鍵を渡す際のアルコール検知器検査は、酒気帯び・飲酒運転防止に効果があるので、今後も徹底されることを望みます。

④涌谷町地域振興公社への長期貸付金（残額2,700万円）の返済計画を年度内に協議し、提出を受けるべきであったが、年度を超した時点での処理は適切とはいえない。

⑤公有財産（普通財産）の換価できる財産の計画的売り払いについては、売買の成立した財産はないが、その努力の跡が見えるので、今後も換価すべき財産、利活用できる財産との振り分けの検討を深め、財源確保と公有財産の活発な利活用による町勢発展につなげてほしいと思います。

⑥各税で滞納繰り越し分の収納率の向上が顕著である。徴収担当者の懸命な努力と、県地方税滞納整理機構との連携によるものと思われる。今後とも両々相まつの努力を期待いたします。

⑦不納欠損処分については、その事由、法適用は適切に処理されており、問題なしとするが、悪質滞納者に対する対応については、いわゆる逃げ得を許すことのないよう望みます。このことは、負担公平の原則の確保のためにも重要であり、また、適切迅速な対応によって滞納繰り越し分収入未済額の減額に努められることを望みます。

（ウ）民生費。

本部門は、歳出総額19億1,590万4,000円で、対前年度0.3%減、執行率は98.6%であった。構成比は24.6%であります。

①幼稚園保育料、預かり保育料、保育所利用料の滞納繰り越し分の収納率の改善が見られたのは、児童手当の現況届の機会を利用し、納付相談を行い、誓約書による定期徴収を行った成果と思われるので、現年度分徴収とともに今後とも努力されることを望みます。

②新規事業で子育て支援ガイドブック「みんなで育てよう わくやっ子」を作成し、子育てのバイブルとして子育て世帯、転入世帯等関係者に配付し、好評を得た。作成費用は事業所等の広告料で賄った。また、児童手当現況届用封筒にも同様の手法で対応し、双方とも経費ゼロ円で事業達成ができたことは、今後の類似事業のあり方の指標となり得る手法であると好評価したいと思います。

③児童虐待防止事業については、平成29年度に涌谷町子ども家庭総合支援拠点を立ち上げ、年間延べ571件の相談対応を行い、要保護児童対策地域協議会等町内外20の関係機関と連携し、児童相談所が対応する手前の児童家庭相談を身近な当町でできる体制を整えることにより、虐待を予防する、よりきめ細やかでスピーディー

な対応を行うことができたことは評価できると思われるので、今後とも努力されることを望みます。

④社会的弱者と言われる人々に対する支援事業が主な事業であるので、サービスを受ける立場に立って事務執行に万全を期されるよう望みます。

○議長（遠藤稔雄君） 昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

監査委員さん、再度登壇願います。

〔代表監査委員 遠藤要之助君登壇〕

○代表監査委員（遠藤要之助君） それでは、午前中に引き続き報告を申し上げます。

9ページ、（エ）からでございます。

（エ）衛生費。

本部門は、歳出総額10億7,614万1,000円、対前年度1.6%増、執行率98.8%であった。構成比は13.8%である。

①事業では、各種検診の受診率が年度により変動があるのが残念である。いずれの検診も、町民の健康維持には重要な事業であるので、安定した受診率確保に手法の検討と努力を期待します。

②じんかい処理対策事業においては、可燃性ごみ、不燃性ごみが家庭系、事業所系ともに減少傾向にあるので、今後も3R「リデュース・リユース・リサイクル」、3切り「食べ切り・使い切り・水切り」、宴会5箇条などの普及推進に努められ、さらに分別収集の意識向上を図り、焼却ごみから再生資源ごみ化により、焼却ごみ排出量の減少に努められ、大崎地域広域行政事務組合へのじんかい処理費負担金の軽減に努められたい。

③平成23年3.11震災の際の災害援護資金の据置期間が終了し、償還時期を迎えているが、当町における貸し付け状況は件数にして46件、金額にして8,917万円と、他市町村に比べ、件数、金額ともに少ないが、阪神淡路大震災の前例でも回収作業にはさまざまなトラブルが発生したため、当町においてもトラブルが想定されるので、近隣の市町村の状況等を参考とし、対応に遺漏のないように望みます。

④省エネ機器の導入の努力により、医療福祉センターのエネルギー使用量が減っている。今後も省エネに努力されたい。

⑤世代館の各施設の利用量がふえており、経費も直営当時より減額になっているのは、指定管理者制度の効果があらわれていると思われるので、今後は指定管理者と事業内容のモニタリングを徹底し、指定管理料の減額につながるよう努力されたい。

（オ）農林水産業費。

本部門は、歳出総額4億8,028万2,000円、対前年度1.8%減、執行率98.7%であった。翌年度繰越額は373万4,000円である。構成比は6.2%である。

①農業高齢者肉用牛貸し付け事業の現況は、その使命を果たし終えたものと推測されるので、事業の整理と基

金条例の廃止などの手続が必要と思われるので、早急に処理されることを望みます。

②農業の目玉施策である「金のいぶき」の作付面積拡大に政策誘導されているが、それとともに販路の拡大が今後の課題と思われるので、関係者と課題解決に取り組み、町の特産物としての位置確立を確実にするため、検討と取り組みを望みます。

③農業委員会活動や事務処理に問題はなく、よく処理されているので、指摘する点はございません。

(カ) 商工費。

本部門は、歳出総額 3 億 9,394 万 6,000 円で、対前年度 94.5% 増、執行率は 99.5% であった。構成比は 5% である。

①桜管理事業においては、町内街路樹等約 1,800 本と言われている桜を後世に引き継ぎ、観光名所として存続するための管理事業として重要な事業であるので、厳しい予算での事業執行ではあるが、事業内容を工夫し、良好な桜の管理を期待いたします。

(キ) 土木費。

本部門は、歳出総額 7 億 6,645 万 7,000 円、対前年度 84.1% 増、執行率は 89.2% であった。翌年度繰越額は 7,868 万 2,000 円である。構成比は 9.8% である。

①住宅使用料滞納処理業務においては、滞納額が総体的には担当者の徴収努力により減少傾向と見るが、平成 30 年度への未収繰り越し分調定額は 1,000 万円の大台を超した。要因は、特定の悪質滞納者によるものであり、長期化・高額化していることが資料から読み取れるが、その対応には毅然とした姿勢での徴収業務が求められると思われるので、遺漏なきよう望みます。

②浅貞山公園の現状は、荒廃し、公園の体をなしていない。都市公園条例第 8 条を適用し、利用を禁止しているが、原状回復しての再利用は難しいと見たので、都市公園指定を廃止し、他に適切な代替地を都市公園に指定し、活発な利用促進につなげるべきであるので、検討を望むものであります。

(ク) 消防費。

本部門は、歳出総額 3 億 733 万 6,000 円、対前年度 10% 増、執行率 99.5% であった。構成比は 3.9% である。

①防災行政無線の難聴地域の把握調査は終了したにもかかわらず、いまだ改善されていないのは残念である。早急に解決策を検討されることを望みます。

(ケ) 教育費。

本部門は、歳出総額 7 億 8,240 万 9,000 円、対前年度 28.1% 減、執行率 98.1% であった。構成比は 10% である。

①学力向上のための授業が行われているが、その効果が出ているとは言いがたいので、今後の努力に期待します。

②奨学資金貸付金の未収金については、現年度分、過年度分ともに徴収率が改善されていることは、担当者の努力と評価するものであります。

③給食費未収金については、現年度分、過年度分、未収残高が増額しているが、過年度分収納率が改善傾向にあることは、担当者の努力によるものと評価するものであります。

④所管する施設の指定管理者制度の導入に向けての検討を指摘したが、検討の形跡はわかるが、事業導入に向けた積極的姿勢は確認できない。今後は、施設の活発な利活用と経費削減に向け、事業導入の早急な検討を望

みます。

⑤図書室の今後だが、蔵書の充実を図るとともに、文書資料館としての使命もあると思われるので、町内外の歴史文書等の整理保存に努めることを望みます。

(コ) 災害復旧費。

本部門は、歳出総額267万3,000円、対前年度115.2%増、執行率99.8%であった。構成比はゼロ%であります。

(2) 国民健康保険事業勘定特別会計。

本会計は、歳入総額26億909万1,000円、歳出総額25億2,211万1,000円で、歳入歳出差し引き額8,698万円の黒字計上である。その結果、財政調整基金の残高も3億7,578万円を確保し、会計内容、基金ともに健全であった。

歳入状況を見てみると、国保税は対前年度比3.5%減の4億1,950万3,000円であった。

収納状況は、現年度分3億7,656万6,000円で、収納率92.6%、滞納繰り越し分は4,293万7,000円で、収納率44%、全体の収納率は83.2%（前年度80.8%）となり、対前年度比2.3ポイント増であった。また、前期高齢の被保険者数の増加に伴い、前期高齢者交付金が増額したことにより、歳入全体では26億909万1,000円（対前年度比0.7%増）となった。

歳出については、6割を占める保険給付費の増額と諸支出金のうち、特別調整交付金として交付された直営診療施設の運営に係る費用分として国保病院への支出が大きく増加したことにより、歳出全体では25億2,211万1,000円（対前年度比1.3%増）となった。

本会計は、健全性を保っているが、平成30年度から新制度（県単位化）に移行されるので、その対応に遺漏なきようされたい。

(3) 後期高齢者医療保険事業勘定特別会計。

本会計は、歳入総額1億6,792万9,000円、歳出総額1億6,609万7,000円で、歳入歳出差し引き額183万2,000円の黒字計上である。

運営は、県内全市町村が加入している宮城県後期高齢者医療広域連合で運営されている。本会計は健全性を保っています。

(4) 宅地造成事業特別会計。

本会計は、歳入総額669万4,000円、歳出総額669万4,000円で、歳入歳出差し引き額はゼロ円となり、本年度をもって廃止するものであります。

①宅地造成事業においては、新下町浦の19区画が完売となったことはまことに喜ばしいことであり、完売に向けての努力に敬意を表するものであるが、完売に20年の月日がかかったことは今後の糧とされたい。

本年をもって特別会計は廃止となるが、町の重要施策としての住宅政策は今後とも期待する事業であるので、積極的な展開を望みます。

(5) 公共下水道事業特別会計。

本会計は、歳入総額4億7,446万9,000円、歳出総額4億6,012万9,000円で、歳入歳出差し引き額1,434万円から翌年度へ繰り越すべき財源として30万円を除き、実質収支1,404万円の黒字計上であった。歳出における執行率は79.2%である。

本事業は、接続率が71.2%（対前年度比0.4ポイント増）、水洗化率も6割を超えており、財政的にも建設費

以外の運営費に対する繰り出しは行われていないことから、順調に推移しているものと認められる。

①本会計は、内容に問題はない。

②本会計は、平成30年度から企業会計に移行するが、その事務に遺漏なきよう万全を期されたい。

(6) 農業集落排水事業特別会計。

本会計は、歳入総額1億3,740万2,000円、歳出総額1億2,606万7,000円で、実質収支1,133万5,000円の黒字計上である。歳出においての執行率は90%である。

農業集落排水事業の接続は4件であった。

①本会計は、内容に問題はない。

②本会計は、平成30年度から企業会計に移行するが、その事務に遺漏なきよう万全を期されたい。

(7) 介護保険事業勘定特別会計。

本会計は、歳入総額18億4,420万2,000円、歳出総額18億1,523万4,000円で、歳入歳出差し引き額2,896万8,000円の黒字計上であり、会計内容、基金ともに健全であった。

介護保険料は、対前年度比4.2%、1,369万2,000円の増で3億3,703万5,000円、収納率は98.1%（前年97.9%）であった。

歳出においては、サービス受給者数の増加があり、保険給付費全体が4.3%、6,613万9,000円の増となった。

本会計は、健全性を確保している。

まとめでございます。

○各会計の事務処理及び執行率ともにおおむね適切に処理されているが、昨年も指摘したが款項目における不用額についてはいまだ散見されるも、件数は減少していることは、適切な処理の結果と評価するも、各課における予算管理の徹底を望みます。

○本年度は、指定管理者制度を適用している施設の協定更改年度であったが、かつて指摘したことであるが、制度適用が適切なのか疑問を持たざるを得ない施設が数カ所あったが、それぞれ検討がなされ、選定委員会においても検討され、現状に落ちついたことが確認された。今後は、適宜業務量などをモニタリングし、適正管理に努力されたい。

以上をもって一般会計、各種特別会計の監査の報告を終わります。

涌監第33号、平成29年度涌谷町水道事業会計、涌谷町国民健康保険病院事業会計、涌谷町老人保健施設事業会計及び涌谷町訪問看護ステーション事業会計に係る決算審査報告を、意見を付して報告いたします。

なお、企業会計につきましては、この報告書が事前に皆様に配付されておりますし、先ほどの町長の提案理由にもさまざま数字的なことが盛られておりましたので、私からは数字的なものは省略させていただきます。

1 審査の対象。

(1) 平成29年度涌谷町水道事業会計決算。

(2) 平成29年度涌谷町国民健康保険病院事業会計決算。

(3) 平成29年度涌谷町老人保健施設事業会計決算。

(4) 平成29年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計決算。

2 審査の期間。

平成30年6月6日、7日、11日、実質審査期間3日間。

3 審査の手続。

平成30年6月4日、審査に付された平成29年度決算書類及び事業並びに経営状況が適正であるかどうかを審査するため、事業実施状況、財政関係、諸帳票、証拠書類等を精査し、必要と思われる諸資料を提出させ、責任者より聴取するとともに、町の監査基準に基づき、下記の点に重点を置き、通常行われる審査手続で実施した。

4 審査の重点事項。

(1) 水道事業会計。

ア 給水状況。

イ 工事の概要。

ウ 収支の状況。

(2) 国民健康保険病院事業会計。

ア 患者数の動向。

イ 収益的収入及び支出。

ウ 資本的収入及び支出。

エ 従事職員体制。

オ 補助金、負担金。

カ 棚卸し状況。

キ 備品（医療機器等）の管理状況。

(3) 老人保健施設事業会計。

ア 利用者の動向。

イ 収益的収入及び支出。

ウ 資本的収入及び支出。

エ 従事職員体制。

(4) 訪問看護ステーション事業会計。

ア 利用者の動向。

イ 収益的収入及び支出。

ウ 従事職員体制。

5 審査の結果。

(1) 水道事業会計でございます。先ほど申し上げましたように、数値的なことは省略いたしまして、5ページまで省略をいたしまして、意見を申し上げます。

平成29年度の事業実績は、前年度対比で年間総配水量が1万382立法メートル、率にして0.7%減、年間有収水量が9,315立法メートル、率で0.7%減となった。また、給水人口が249人減少したが、給水戸数が1戸増加している。

総収益は4億1,968万円で、前年度より431万7,000円、率にして1%減少している。

総費用は3億8,562万1,000円で、前年度より269万6,000円、率にして0.7%増加している。

有収率は84.7%で、前年度と同率であり、結果、本年度は給水人口、収益、ともに減少し、費用は増加したが、3,405万8,000円の純利益を生じ、黒字計上となった。

気づいた点を以下に述べる。

①会計は、健全性を保っている。

②有収率が昨年度同率の84.7%であり、努力の結果が出なかったことは残念である。来年度に向かい、有収率向上策を検討されることを望みます。

③建設改良事業において、更新事業が多く見られることは、施設や設備の老朽化が進んでいることと思われるので、更新計画の確実な実施とともに、突発事故対応にも配慮を望むものである。

当事業は、町民生活にとって必要欠くべからざる事業であるので、会計の健全性とともにも確実なる事業実施を望むものであります。

(2) 国民健康保険病院事業会計。

この会計においても、数値的なことは省略をいたしまして、12ページの中段、意見について申し上げます。

平成29年度の業務量は、年間延べ入院患者数が3万5,041人（1日平均96人となり、予定量より9人減）であり、対前年度比573人の減、1.6%の減少である。また、年間外来延べ患者数は5万2,837人（1日平均216.5人となり、予定量より8.5人の減）であり、対前年度比753人、1.4%の減少である。

入院収益は8億6,253万9,000円で、対前年度比305万6,000円、0.4%の増加。外来収益は7億4,622万9,000円で、対前年度比3,206万4,000円、4.6%の増加であり、医業収益合計で96万8,000円、0.1%の増加となり、その結果、収益的収入は対前年度比4,536万7,000円、2.3%の増加で、収益的支出は対前年度比3,767万9,000円、1.8%の増加となり、収支において当年度純損失1億2,126万3,000円の赤字計上となった。

気づいた点を以下に述べる。

①今年度においても収支が改革プランの数値に届かなかったことは、まことに残念である。今後は、目標達成に向け、さらなる努力を望むとともに、改革プランの数値の修正を含む、より実態に即した目標設定を検討されたい。

②外来患者数の目標と実績においては、各科とも年間目標値に達せず、まことに残念である。今後は、入院、外来ともに目標達成に向かって院内挙げて重要検討課題とされることを望みます。

特に整形外科外来患者数においては、減少傾向が続いている。平成24年度の患者数に比較すると、29年度患者数は53.9%であり、また当年度対目標達成率は58.5%である。また、眼科外来患者数も対前年度では微増しているが、週2日診療時よりも少なく、当年度対目標達成率39.2%と、2科ともにまことに遺憾であります。

医療スタッフはおおむね充足しているが、医師、薬剤師など不足が報告されている。また、医師の高齢化がうかがわれるので、今後はこれらを検討の上、適正数の人員確保にさらなる努力を望みます。

③救急車、救急患者受け入れについて、ともに年間受け入れ数を平成24年度と比較すると救急車で62.2%、患者数で49.9%まで減少している。このことは、病院経営上大きな影響を与えていると思われるので、改善に向けて深い検討を望むものであります。

④一般会計からの基準外の繰り入れ等に係る協議内容について、事務レベル、政治レベル、ともに記録すべきであるが、昨年度も同様の指摘をしたが、その改善が見えなかったので、実現のための検討を強く望みます。

⑤備品購入においては、新規購入はなく、全て更新である。このことは、施設及び設備の老朽化が進んでいる証左であると思われるので、今後とも堅実な更新計画をもって、経営に影響のないよう事業実施されたい。

(3) 老人保健施設事業会計。

この会計も、数字については省略させていただきます。

17ページ、意見。

平成29年度の業務量は、入所2万8,705人（前年度比29人、0.1%増）、通所1万1,086人（前年度比170人、1.6%増）で、合計3万9,791人（対前年度比199人、0.5%増）となった。

収益的収支においては、事業収益4億9,301万8,000円、事業費用5億1,495万5,000円となり、当年度純損失2,184万7,000円であった。

気づいた点を以下に述べる。

①当年度損益2,184万7,000円の赤字は、2年連続の赤字であり、さらに本年度は減価償却前でも242万8,000円の赤字であり、まことに残念である。利用者数や収益ともに増加しているが、それ以上に費用の増加が上回った。要因としては、インフルエンザ施設内感染による在宅復帰率の加算がとれなかったこと、人事異動、ベアスアップ等により給与費の増加やA重油の高騰等が考えられるので、今後とも経費削減等に努め、経営健全化に向けた努力を望みます。

②当施設の事業内容は、充実されていると思料され、利用者やその家族とともに町民にも好評価を得ているので、今後とも事業の充実に努力されたい。

③備品購入5件のうち、新規購入2件、更新3件であり、このことから、やはり施設や設備の老朽化が進んでいると思われるので、今後とも経営に影響を及ぼさないような堅実な更新計画をもって事業に当たられたい。

(4) 訪問看護ステーション事業会計。

この会計も、数字的なものは省略をいたしまして、19ページ後段の意見を申し上げます。

平成29年度の業務量は、訪問看護、訪問リハビリ合わせて6,826人で、1日平均は業務予定量より平日5.3人、土曜1.2人下回った。収益的収支においては、事業収益5,797万3,000円、事業費用5,911万3,000円で、当年度純損失114万円となった。

気づいた点を以下に述べる。

①本年度決算での赤字計上は平成23年度以来であるが、要因としては人事配置にあると思われるので、来年度には平準化され、好転するものと思われます。

②事業については、利用者や家族、町民から好評価を得ているので、今後とも事業の充実とPRの手法を工夫されたい。

以上をもって企業会計の監査報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） ご苦勞さまでございました。

以上をもって、町長の提案理由の説明及び監査委員の監査報告は終了いたしました。

これより監査委員の監査報告に対する質疑に入ります。8番。

○8番（久 勉君） 1点だけ。

一般会計の13ページ、教育費の中で「④所管する施設の」とありますけれども、所管する施設というのはいつ

ばいあるわけですので、どの施設のことを想定してのことなのか。

○議長（遠藤稔雄君） 代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 所管する施設全てと申し上げて過言ではないと思われま。す。（「学校も入りますか」の声あり）いえ、学校は指定管理者制度には入っていません。法律上入っていないんだから、ここでも入っていないと理解してください。法律上、学校は指定管理になじまないという法律がありますので、学校は入らないというふうに理解してください。（「そのほかの施設」の声あり）そのほか、グラウンド、それからB&Gの体育館、図書館もですし、公民館のホールですね、そういったものは指定管理になじむと思われま。す。（「了解」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 一般会計の7ページの⑤の公有財産の換価について、努力の跡が見えるということで、売買の成立はなかったんですが、努力の成果とはどういうことを指して努力の成果と言われているのか、具体的に教えていただきたいと思われま。す。

○議長（遠藤稔雄君） 代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 箇所はちょっと定かではありませんけれども、旧小里幼稚園ですか、それからどこだったかな、数カ所公売にかけてあります。ただ、落札者はいなかったということで、それなりに担当課ではいわゆる遊休資産といわれま。すか、普通財産ですから現在使われていないというもので、将来にも利用が考えられないような資産は優先的にそのように措置しようとしている姿勢が見られたので、こういう表現になった次第でございま。す。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございま。せんか。11番。

○11番（大泉 治君） 企業会計のほうで、13ページでございま。すが、病院会計のことで③救急車、救急患者受け入れ、「病院経営上大きな影響を与えているので、改善に向けて深い検討を望む」とありますが、センターの方針で強く、涌谷町の場合には365日24時間体制という部分で、この部分についてはなくしてはいけな。い分野であろうというふうに監査委員さんもお考えであると思われま。すが、常時要するに医師を張りつけておかなければならな。いのに、利用率が減少しているということで、「深い検討」という意味合いの中で、単純に検討という言葉だけじゃなく、どういったことを望んでおられるのかなという、ちょっとはかりか。ねる部分もありましたので、お尋ねしたいと思われま。すが。

○議長（遠藤稔雄君） 代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 「深い」という言葉の意味ですね。

○議長（遠藤稔雄君） 「深い検討」とはどういうことですかと。代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） あえて今回「深い検討」という言葉を使ったのは、昨年度も同様の指摘を申し上げております。センターではそれなりの検討をしたようございま。す。担当課からの聞き取りによれば。しかし、改善の跡は見えな。せん。数字が示すとおりございま。す。それで、いわゆる通常の検討でそういう改善が見られないのであれば、もっと深い検討、じゃあ具体的に何だと言われま。すと私もち。よっと思い当たりな。せん。大変申しわけな。いんですが、医療については私は門外漢ございま。すので、具体的にじゃあ何を想定してそういう言葉を使ったんだと言われま。すと、私もち。よっと申し上げる言葉がありな。せんけれども、要するに2年連続で同

じ指摘ということで、さらなる深い検討をと、通常の検討以上のものを期待しての言葉遣いでございます。ご理解をお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（大泉 治君） あえて質問ということではございませんけれども、たまたま二次医療なり、それから小児の救急、夜間、そういったことが分散してきたことも大きな要因であろうかと思えます。以前、昨年度も指摘があったことも存じておりますし、その中では前センター長などとお話し合いをしたときに、365日24時間体制ということそのものを根本的に考え直さなければ、これはやっぱり解決していかないような状況なのではないかと。なぜかという、そこには救急患者の必要なものに対して涌谷町の救急体制がきちんと応えられるかどうかがこの利用できる部分にかかってくるんだというようなお話し合いもありましたので、その辺のところも含めた深い検討なのかなというふうには私に考えておりました。そういったところでお伺いしたわけなんです、例えば365日ではなく週に5日、6日の体制とか、そういった形になってくるとこの利用率というのはまた変わってくるのかなという思いもありましたのでお伺いいたしました、その辺どうなんでしょうかね。

○議長（遠藤稔雄君） 代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 救急医療が涌谷町国民健康保険病院で、なぜあの程度の規模の病院なのにその事業が取り入れられたかということは、11番議員も病院の設立の意義については篤にご理解の上でのお言葉だと思いますけれども、確かに病院経営にすごく貢献しているという部門ではないと思われま。採算面でだけ言えばね。ただし、救急医療が365日でなくなった場合、本来町立病院がつくられた意義が薄れてしまうと思います。私は、少々の困難は超えてでも、この事業は維持してほしいということで、廃止に向けた考えじゃなくて、さらに充実されるべく検討してほしいと。この数字の示すものについては、今の11番議員さんのお話ですとどうも需要が減ってきているんじゃないかというふうにも受け取れますけれども、私の見る限りでは、資料から読み取れる限りではですよ、確かに人口減少とか病院の役割の分担とかによって需要は多少は減少しているかもしれませんが、まだまだあります。しかし、ちょっとこれはもし記録に残すことがまずかったら削除をお願いしますけれども、問題は受け入れ側だと思います。何がどうということを上げるとちょっと差しさわりがあると思いますから、それは申し上げませんが、その要因であったのではないかとと思われる……、医師が今度退職なされました。かといって、それで解決されるものではないですけれども、要因の1つ、解消の原因とは言いませんけれども、1つが何となく解決に向かっているのかなという思いはします。そういう面で、受け入れ体制さえきちんとできれば、まだまだ需要がありますし、町民にとっても期待される事業であるというふうには私は理解しております。（「了解」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） 救急の指定を受けているんですよ。そして、これは交付税でも措置されていますので。

それから、需要ということですが、昨年の実績を見ると大崎に100人ぐらい、石巻の日赤に400人ぐらい、その500人の方が本当に大崎市民病院か日赤でなければならなかったのかというの、ちょっとわからないところがあります。ですから、その500人のうち、涌谷で済む人もいたのではないのかなと思われまので、そういったことも考えて、検討いただきたいと思えます。以上です。返事は要りません。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

なお、本件につきましては、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、休会中の審査に付することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、本件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することに決しました。



◎延会について

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。



◎延会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで延会いたします。

延会 午後1時50分

